

赤穂市福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月18日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市規則第26号

赤穂市福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

赤穂市福祉医療費助成条例施行規則（昭和48年赤穂市規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第5号の2までを次のように改める。

(表面)

(移) 高 齢 期 移 行 受 給 者 証		負担者番号					
		受給者番号					
受給者	住所						
	フリガナ						
	氏名						
一 負 担	生年月日	年	月	日			
	部 金	外 来	入 院				
有 期	効 間	年	月	日	年	月	日
発 機 及	行 名 印	兵庫県赤穂市長				印	
交 付	年 月 日	年	月	日			

この証は兵庫県内の保険医療機関等においてのみ有効です。
 他の公費負担医療制度（自立支援医療、指定難病等）の受給者である場合、当該制度を利用したうえで、この証を併用することができます。当該制度の受給資格が確認できると併せて提示してください。

(裏面)

注 意

- 1 この証は、受給者以外は使えません。
- 2 この証は、兵庫県内の保険医療機関等において、保険診療で受診する際使用する証ですから、大切に保持してください。
- 3 保険医療機関等において診療、薬剤の支給等を受ける場合は、マイナ保険証や資格確認書等の保険資格が確認できると併せて、この証を必ず窓口にて提示してください。なお、入院・通院にかかわらず医療費が高額になる場合は、限度額適用認定証等を併せて提示してください（オンライン資格確認ができる場合を除きます）。
- 4 この証で医療を受けたときは、保険医療機関等ごとに、表面に記載してある一部負担金を支払ってください。また、1か月の負担額が限度額を超えた場合は、市長に申請することにより超えた額が払い戻されます。
- 5 市外に転出したとき等、対象者の資格を失った場合は、速やかにこの証を市長に返してください。
- 6 氏名、住所、加入している医療保険等に変更があった場合は、速やかにこの証を添えて市長に届け出てください。
- 7 受給者および同一世帯の方で、世帯の異動があった場合や前年の所得(1月から6月までは前々年の所得)が修正申告等により変わった場合は、市長に届け出てください。
- 8 この証を破つたり、汚したり、または失つたりしたときは、再交付を受けてください。
- 9 他の公費負担医療制度（自立支援医療、指定難病等）の受給者である場合、当該制度を利用したうえで、この証を併用することができますので、当該制度の受給資格が確認できると併せて提示してください。
- 10 健康診断料、予防注射料、入院の場合の部屋代(差額ベッド代)・食事代(標準負担額)、薬のビン代、往診の場合の負担金、診断書料、証明書料、先発医薬品の特別の料金等、保険外診療分は自己負担となります。

お問い合わせ先 赤穂市 医療介護課 医療係
 電話 (0791) 43-6820
 FAX (0791) 43-6892

様式第3号(第5条関係)

(表面)

(印) 重度障害者医療費受給者証	
負担者番号	
受給者番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
一 負担	外来
	入院
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
発機及び	兵庫県赤穂市長 (印)
交付年月日	年 月 日

この証は兵庫県内の保険医療機関等においてのみ有効です。
他の公費負担医療制度(自立支援医療、指定難病等)の受給者である場合、当該制度を利用したうえで、この証を併用することができます。当該制度の受給資格が確認できると併せて提示してください。

(裏面)

ご 注 意

- この証は、受給者以外は使えません。
- この証は、兵庫県内の保険医療機関等において、保険診療で受診する際使用する証ですから、大切に保持してください。
- 保険医療機関等において診療、薬剤の支給等を受ける場合は、マイナ保険証や資格確認書等の保険資格が確認できるものと併せて、この証を必ず窓口にて提示してください。なお、入院・通院にかかわらず医療費が高額になる場合は、限度額適用認定証等を併せて提示してください(オンライン資格確認ができる場合を除きます)。
- この証で医療を受けたときは、保険医療機関等ごとに、表面に記載してある一部負担金を支払ってください。
- 市外に転出したとき等、対象者の資格を失った場合は、速やかにこの証を市長に返してください。
- 氏名、住所、加入している医療保険等に変更があった場合は、速やかにこの証を添えて市長に届け出てください。
- この証を破つたり、汚したり、または失つたりしたときは、再交付を受けてください。
- 健康診断料、予防注射料、入院の場合の部屋代(差額ベッド代)・食事代(標準負担額)、薬のビン代、往診の場合の負担金、診断書料、証明書料、先発医薬品の特別の料金等、保険外診療分は自己負担となります。
- 他の公費負担医療制度(自立支援医療、指定難病、小児慢性特定疾病等)の受給者である場合、当該制度を利用したうえで、この証を併用することができますので、当該制度の受給資格が確認できるものと併せて提示してください。
- 重度精神障害者の精神疾患については、自立支援医療制度(精神通院医療)を併用する場合のみ、この証を使用することができますので、当該制度の受給者証と併せて提示してください。
- 学校管理下において生じたケガ等、災害共済給付の対象となる場合は、この証は使えません。

お問い合わせ先 赤穂市 医療介護課 医療係
電話 (0791) 43-6820
FAX (0791) 43-6892

様式第4号(第5条関係)

(表面)

乳		乳幼児等医療費受給者証			
負担者番号					
受給者番号					
受給者	住所				
	フリガナ				
	氏名				
生年月日	年	月	日		
一負担	部	外来			
	金	入院			
有効	効間	年	月	日から	日まで
発機	行名印	兵庫県赤穂市長 印			
交付	年月日	年	月	日	日

この証は兵庫県内の保険医療機関等においてのみ有効です。
他の公費負担医療制度（自立支援医療、指定難病等）の受給者である場合、当該制度を利用したうえで、この証を併用することができます。当該制度の受給資格が確認できると併せて提示してください。

(裏面)

注	意
1	この証は、受給者以外は使えません。
2	この証は、兵庫県内の保険医療機関等において、保険診療で受診する際使用する証ですから、大切に保持してください。
3	保険医療機関等において診療、薬剤の支給等を受ける場合は、マイナ保険証や資格確認書等の保険資格が確認できるものと併せて、この証を必ず窓口にて提示してください。なお、入院・通院にかかわらず医療費が高額になる場合は、限度額適用認定証等を併せて提示してください（オンライン資格確認ができる場合を除きます）。
4	この証で医療を受けたときは、保険医療機関等ごとに、表面に記載してある一部負担金を支払ってください。
5	市外に転出したとき等、対象者の資格を失った場合は、速やかにこの証を市長に返してください。
6	氏名、住所、加入している医療保険等に変更があった場合は、速やかにこの証を添えて市長に届け出てください。
7	この証を破つたり、汚したり、または失つたりしたときは、再交付を受けてください。
8	健康診断料、予防注射料、入院の場合の部屋代(差額ベッド代)・食事代(標準負担額)、薬のビン代、往診の場合の負担金、診断書料、証明書料、先発医薬品の特別の料金等、保険外診療分は自己負担となります。
9	他の公費負担医療制度（自立支援医療、指定難病、小児慢性特定疾病等）の受給者である場合、当該制度を利用したうえで、この証を併用することができますので、当該制度の受給資格が確認できるものと併せて提示してください。
10	重度精神障害者の精神疾患については、自立支援医療制度（精神通院医療）を併用する場合のみ、この証を使用することができますので、当該制度の受給者証と併せて提示してください。
11	学校管理下において生じたケガ等、災害共済給付の対象となる場合は、この証は使えません。

お問い合わせ先 赤穂市 医療介護課 医療係
電話 (0791) 43-6820
FAX (0791) 43-6892

様式第5号の1(第5条関係)

(表面)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">母子家庭等医療費受給者証</div>					
負担者番号					
受給者番号					
受給者	住所				
	フリガナ				
	氏名				
生年月日	年	月	日		
一負担	部	外来			
	金	入院			
有効期間	効	年	月	日から	
発機及び	行	年	月	日まで	
関係	名	兵庫県赤穂市長			
交付年月日	印	年	月	日	印

この証は兵庫県内の保険医療機関等においてのみ有効です。
他の公費負担医療制度(自立支援医療、指定難病等)の受給者である場合、当該制度を利用したうえで、この証を併用することができます。当該制度の受給資格が確認できると併せて提示してください。

(裏面)

ご注意

- 1 この証は、受給者以外は使えません。
- 2 この証は、兵庫県内の保険医療機関等において、保険診療で受診する際使用する証ですから、大切に保持してください。
- 3 保険医療機関等において診療、薬剤の支給等を受ける場合は、マイナ保険証や資格確認書等の保険資格が確認できるものと併せて、この証を必ず窓口にて提示してください。なお、入院・通院にかかわらず医療費が高額になる場合は、限度額適用認定証等を併せて提示してください(オンライン資格確認ができる場合を除きます)。
- 4 この証で医療を受けたときは、保険医療機関等ごとに、表面に記載してある一部負担金を支払ってください。
- 5 市外に転出したとき等、対象者の資格を失った場合は、速やかにこの証を市長に返してください。
- 6 氏名、住所、加入している医療保険等に変更があった場合は、速やかにこの証を添えて市長に届け出てください。
- 7 この証を破つたり、汚したり、または失つたりしたときは、再交付を受けてください。
- 8 健康診断料、予防注射料、入院の場合の部屋代(差額ベッド代)・食事代(標準負担額)、薬のビン代、往診の場合の負担金、診断書料、証明書料、先発医薬品の特別の料金等、保険外診療分は自己負担となります。
- 9 他の公費負担医療制度(自立支援医療、指定難病、小児慢性特定疾病等)の受給者である場合、当該制度を利用したうえで、この証を併用することができますので、当該制度の受給資格が確認できるものと併せて提示してください。
- 10 重度精神障害者の精神疾患については、自立支援医療制度(精神通院医療)を併用する場合のみ、この証を使用することができますので、当該制度の受給者証と併せて提示してください。
- 11 学校管理下において生じたケガ等、災害共済給付の対象となる場合は、この証は使えません。

お問い合わせ先 赤穂市 医療介護課 医療係
電話 (0791) 43-6820
FAX (0791) 43-6892

様式第5号の2(第5条関係)

(表面)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 高 齢 重 度 障 害 者 医 療 費 受 給 者 証 </div>										
負担者番号										
受給者番号										
受給者	住所									
	フリガナ									
	氏名									
	生年月日	年	月	日						
一 負 担	部	外来								
	金	入院								
有 期	効 間	年	月	日	年	月	日	日	日	日
発 機 及	行 名 印	兵庫県赤穂市長								印
交 付	年 月 日	年	月	日						

この証は兵庫県内の保険医療機関等においてのみ有効です。
 他の公費負担医療制度(自立支援医療、指定難病等)の受給者である場合、当該制度を利用したうえで、この証を併用することができます。当該制度の受給資格が確認できると併せて提示してください。

(裏面)

注 意

- この証は、受給者以外は使えません。
- この証は、兵庫県内の保険医療機関等において、保険診療で受診する際使用する証ですから、大切に保持してください。
- 保険医療機関等において診療、薬剤の支給等を受ける場合は、マイナ保険証や資格確認書等の保険資格が確認できると併せて、この証を必ず窓口にて提示してください。なお、入院・通院にかかわらず医療費が高額になる場合は、限度額適用認定証等を併せて提示してください(オンライン資格確認ができる場合を除きます)。
- この証で医療を受けたときは、保険医療機関等ごとに、表面に記載してある一部負担金を支払ってください。
- 市外に転出したとき等、対象者の資格を失った場合は、速やかにこの証を市長に返してください。
- 氏名、住所等に変更があった場合は、速やかにこの証を添えて市長に届け出てください。
- この証を破つたり、汚したり、または失つたりしたときは、再交付を受けてください。
- 健康診断料、予防注射料、入院の場合の部屋代(差額ベッド代)・食事代(標準負担額)、薬のビン代、往診の場合の負担金、診断書料、証明書料、先発医薬品の特別の料金等、保険外診療分は自己負担となります。
- 他の公費負担医療制度(自立支援医療、指定難病等)の受給者である場合、当該制度を利用したうえで、この証を併用することができますので、当該制度の受給資格が確認できると併せて提示してください。
- 重度精神障害者の精神疾患については、自立支援医療制度(精神通院医療)を併用する場合のみ、この証を使用することができますので、当該制度の受給者証と併せて提示してください。
- 県外の後期高齢者医療制度の場合、柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術を受ける場合は、この証は使えません。

お問い合わせ先 赤穂市 医療介護課 医療係
 電話 (0791) 43-6820
 FAX (0791) 43-6892

付 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。